

平成23年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成23年11月29日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第6 議案第67号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第68号 瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第69号 農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第70号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第71号 瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第72号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第73号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第74号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第75号 瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第76号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第77号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第78号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第79号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

|    |    |    |    |      |
|----|----|----|----|------|
| 1番 | 堀  | 武  | 2番 | 熊谷祐子 |
| 3番 | 西岡 | 一成 | 4番 | 庄田昭人 |
| 5番 | 森  | 治久 | 6番 | 棚橋敏明 |

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 7番  | 広瀬武雄 | 8番  | 松野藤四郎 |
| 9番  | 広瀬捨男 | 10番 | 土田裕   |
| 11番 | 小寺徹  | 12番 | 若井千尋  |
| 13番 | 清水治  | 14番 | 山田隆義  |
| 15番 | 土屋隆義 | 16番 | 小川勝範  |
| 17番 | 藤橋礼治 | 18番 | 若園五朗  |
| 19番 | 星川睦枝 |     |       |

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

|              |      |                  |      |
|--------------|------|------------------|------|
| 市長           | 堀孝正  | 副市長              | 奥田尚道 |
| 教育長          | 横山博信 | 企画部長             | 伊藤脩詞 |
| 総務部長         | 早瀬俊一 | 市民部兼<br>東南庁舎管理部長 | 高田薫  |
| 福祉部長         | 宇野睦子 | 都市整備部長           | 福富保文 |
| 調整監          | 岩田勝之 | 環境水道部長           | 弘岡敏  |
| 会計管理者        | 馬淵哲男 | 教育次長             | 林鉄雄  |
| 監査委員<br>事務局長 | 松井章治 |                  |      |

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田宮康弘 | 書記 | 清水千尋 |
| 書記     | 今木浩靖 |    |      |

開会及び開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第4回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星川睦枝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号7番 広瀬武雄君と8番 松野藤四郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星川睦枝君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件報告します。

まず、5件について議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議長にかわりまして、5件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成23年7月分及び平成23年8月分が実施されました。平成23年7月分については、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められたとの報告でした。平成23年8月分については、現金・預金及び借入金の金額、並びに会計管理者から提出された収支報告書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致した。

なお、一般会計及び下水道事業特別会計の繰入金について、当月調定額が計上されているが、収入はされていないため、収入未済額となっている。繰入金は、繰り入れたときが収入調定と

して管理する時期にされているので、不適正である。下水道事業特別会計の使用料及び手数料について、当月調定額は減免申請があったためマイナスとなっているが、払い戻しはされていないので、適正とは言いがたい。これらについては、会計規則による適正な処理をしていただきたい。

また、粗大ごみ有料化に伴う環境課へのつり銭として、本月より会計管理者手持ち保管現金が2万3,000円ふえて52万3,000円となっている。現在は、担当課へ渡した後は残高の確認を行っていないので、亡失があっても水面下で処理されていることが否定できない。今後は、月末残高の確認を行い、万が一亡失があった場合は、会計規則にのっとって事故報告を提出させ、管理の徹底をしていただきたいとの報告でございました。

2件日は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。

まず初めに、9月26日、会計課を対象に監査が実施され、財務の事務は適正に執行されていると認められた。歳入の執行済額は雑入のコピー代及び印刷代であり、歳出の執行済額の91.8%は人件費となっている。また、保存保管書類のアーカイブ化を実施するための歳出予算400万円が新規に計上されている。

次に、窓口収納について、派出している指定金融機関の取扱時間外、8時30分から9時、16時から17時15分は、窓口担当を決めて、ほか2人で確認する収納体制で、現金は課長の机上の手提げ金庫で管理となっている。しかし、今年度、会計課に併設している指定金融機関のスペースを間仕切りされたので、この中で現金の收受、管理を担当者1人を決めて行えば、現金の紛失等も防止でき、責任の所在もはっきりすると考えるので、検討を願いたい。

最後に、現金取扱者について、瑞穂市会計職員に関する規則によれば、会計職員として会計員、出納員、現金収納員が定められている。現状、窓口での現金收受は補助職員が行っており、好ましくない。ほかにも同様な事務を行っている部署、もしくは職員が行っている部署があるが、いずれも規則に定められている会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。早急に規則を改正して、会計職員を明確にして取り扱わせるべきであるとの報告でした。

続きまして、10月6日、市民窓口課を対象に監査が実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められた。なお、歳入については、予算措置されていない戸籍住民基本台帳手数料収入が含まれているため、高くなっている。

次に、庁舎管理等について、庁舎管理は、今後、次のことをお願いしたい。

(1) 庁舎管理における業者の委託金額は、いずれも前年度を下回っている。今後も適正な積算に努められ、引き続き経費の削減に努力していただきたい。

(2) 現在、日直業務を2人体制で行っているが、休日勤務を要する部署があるため、日程調整に苦慮しているとのことなので、外部委託等も考慮して、関係部署と協議、検討して、より

よい体制を構築いただきたい。

(3)昨年度の長時間にわたる停電を反省に、非常用発電機と無停電電源装置をつなぐ工事を実施してみえるが、災害時には拠点となる施設なので、穂積庁舎の整備状況を確認するなどして万全を期されたい。

(4)職員及び補助職員が窓口収納現金を取り扱ってみえるが、瑞穂市会計規則に定める会計職員とは判断できず、規則違反と言わざるを得ない。今後、会計課に指摘してあるので、その結果を受けて、適切に対処願いたい。

(5)消耗品等の管理は、受払簿により毎日確認されており、今後も規則に基づいた管理をお願いしたいとの報告でした。

3件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。10月31日に同組合の平成23年第2回定例会が開催されました。管理者より提出された議案は、平成22年度決算の認定を求めるもの1件で、原案のとおり認定されました。

4件目は、議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、11月10日、議員19名が、瑞穂市市民センター・ハナミズキホールで開催された中濃十市議会議長会主催の議員研修会に出席しました。研修会では、特定非営利活動法人レスキューストックヤード代表理事 栗田暢之氏を講師に迎え、「災害時における議会及び議員の行動と活動について」と題する講演を受講しました。大変有意義な研修であり、議員の資質向上に大いに役立つ研修であったと思います。

5件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。11月28日に同組合の平成23年第2回定例会が開催されました。管理者より提出された議案は2件で、内訳は、規約の改正1件、決算の認定を求めるもの1件でした。

まず1件目の規約の改正については、岐阜県市町村職員退職手当組合の事務所の位置及び組合議員の選任方法を改めるため、組合格約の改正を行うものでした。

また、2件目の平成22年度決算の認定を求めるものについての結果は、認定されました。

以上、5件報告させていただきます。

議長（星川睦枝君） 6件目は、平成23年第3回もとす広域連合議会定例会について、庄田昭人君から報告を願います。

4番 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） おはようございます。

それでは、報告をさせていただきます。

議長より御指名をいただきましたので、平成23年第3回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

第3回定例会については、10月26日から11月7日まで、13日間の会期で開催されました。今

議会に広域連合長から提出された議案は8件で、内訳は、人事案件1件、規約の改正1件、決算の認定を求めるもの3件、補正予算3件でした。

人事案件は、不在となっている議会選出の監査委員に北方町の立川良一議員を選任するため、議会の同意を求めるものでした。

規約の改正については、岐阜県市町村職員退職手当組合の事務所の位置及び組合の議員の選任方法を改めるため、組合格約の改正を行うものでした。

決算及び予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の三つの会計で平成22年度決算の認定を求めるものと、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の三つの会計で平成23年度補正予算を定めるものでした。

提出された議案のうち、人事案件1件と規約の改正1件については、定例会初日の10月26日、広域連合長の提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いました。結果は、いずれの議案も同意、または可決されました。

残りの6議案は所管の常任委員会に審査を付託し、11月7日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれの議案も可決、または認定されました。

以上、平成23年第3回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、これら定例会及び臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

以上、報告を終わります。

議長（星川睦枝君） ありがとうございました。

7件目は、平成23年度第2回市町村議会議員特別セミナーについて、森治久君から報告願います。

5番 森治久君。

5番（森 治久君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、これより、平成23年度第2回市町村議会議員特別セミナーを受講いたしました12名を代表して御報告いたします。

去る11月21日、22日の2日間にわたり、滋賀県大津市の全国市町村国際文化研修所において、「地方自治の動向と議会制度」「これからの議員の役割」「地方財政の現状と方向性」「地震への備えと自治体の役割」について、4人の講師の先生方による講義を受講いたしました。合計6時間にわたる講義でございましたので、私が特に考えさせられ、強く心に響いた点をまとめて述べさせていただきます。

まず1点目に、元三重県知事でもあられました、現早稲田大学大学院教授の北川正恭先生の「これからの議員の役割」の講義では、「議員は、きのうよりもきょうを、きょうよりもあすをよりよくするために働く」という言葉でございました。そして、各市町においての独自のお

宝を見つけ、磨いて、動かすといったことの大切さ、また中央集権体制からの脱却である、地方分権・地方主権体制の確立のためには、国が変わるのを待つのではなく、地方議員である私たちみずからが変える意識を持ち、行動に移すことが必要であるという言葉が心に強く響くものでした。そして、北川先生が何度も繰り返された、ドミナントロジック（その場の空気を支配する）に流されることなく、これからの議員には、制度的補完体制を打破するといったことの必要性を強く講話されました。

私の私見ではございますが、これからの議員の役割とは、今までと同様に、住民（市民）のためのよりよいまちをつくる大前提のもとに、今までの既成概念を打ち破り、各市町の独自性を考えた、住民（市民）のための住民自治の確立が大きな役割としてあるのかと考えさせられました。

2点目に、関西学院大学教授の林宣嗣先生の「地方財政の現状と方向性」の講義での、「財源が潤沢で財政が健全であっても効率的であるとは言えない」という言葉でございました。住民の多様化するニーズにしっかりと耳を傾け、何が必要で何が必要でないかの判断がなされなければならないということでしょう。使うお金があっても、そのお金が住民（市民）にとって必要なところに使われなければ、効率さは、言うまでもなく宝の持ち腐れになるわけですし、住民（市民）にとって必要でないところに使われれば、どぶに捨てるような金になるわけです。要するに、私たち議員は自治体経営の取締役であり、監査役に当たるのかと考えます。

また、昨今、行財政改革、議会改革の一つとして議員定数削減の議論がなされることに、定数を減らすことによって議会の力を弱めることにもつながるやもしれず、二元代表制の根幹を揺るがすことにつながり、懸念の声があるとの講話もございました。

さらに、講義では、自治体経営の意味を、地方自治法を遵守することであり、地方自治法第2条第14項、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと法律で定められておりであり、私たち議員は経済性の追求をした上での住民満足の最大化、アウトカム、成果、結果の重視の政策を推進する役割と責務があるという講義でございました。

また、題目の「行革の守備範囲の適正化」での行政需要の再考、要求と需要は異なるという講話では、需要とは支払う意志を伴った要求のことであり、行政需要として顕在化しない社会的ニーズのキャッチと声なき大多数（サイレントマジョリティー）のニーズをどうとらえるか。また、社会全体に利益が及ぶものはスクラップしやすく、特定のグループ、個人に利益が集中するものはスクラップしにくい実態があるということ。

そして、題目の「民間活力の導入（PPP）」では、財政の役割は市場失敗の是正にある、民間で十分に対応できるものは民間にゆだねるべきという講話も伺いました。

また、「受益者（利用者）負担の活用」では、一つ目にコスト意識の強化が必要、二つ目に

ニーズの多様化に対応できるシステムの構築、三つ目に福祉サービスへの応能的要素の加味の仕方、四つ目に適正な受益者負担を求めるための条件について講話があり、具体例として、公立保育所は民間保育所に比べ保育士は多いが、だからといって公立が民間よりサービスがいいかはいろいろな方面から見て考えなければならない。保育所への多様なニーズに対して、議員は住民（保護者）が多様な選択をとれるような仕組みづくりを考えることが大切かつ必要であり、保育所の選択は最終決定者である住民（保護者）が何をどう望むかで決定することであるという、大変考えさせられる内容の講話も伺いました。

要するに、多様な住民ニーズの是非を決めるのが議会の役割であるのであれば、その住民ニーズが要求なのか需要なのかを公正・公平に判断し、見きわめるために、住民の声に真摯に耳を傾け、まちの将来像を展望する上で、住民ニーズの是非を決定することのできる議員の資質といったものが、私たち議員に求められる役割と責務ではないでしょうか。

財政の健全化は、自治体経営のみならず地域経営の集大成であり、地域経営の確立が財政の健全化につながり、これからの社会においては、市民や企業が地域づくりに参加することの重要性は大きくなっていると先生の講話に感銘すると同時に、議員の役割と責務の大きさも改めて考えさせられた講義でございました。

最後に、議員の皆様、そして市長並びに執行部の皆様に、議会の強化が住民サービスの向上につながるとありました講義での言葉をお伝えし、平成23年度第2回町村議会議員特別セミナーを受講いたしました12名を代表しての御報告といたします。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ありがとうございます。

以上、報告しました7件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 行政報告

議長（星川睦枝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から行政報告をさせていただきます。

平成23年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてであります。

定例会は、去る平成23年10月6日午後1時30分より巢南庁舎3-2会議室において開催され、管理者として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

行政報告1件と議案1件であり、認定されました。

報告の第1号でございます瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告については、地



方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率について、組合会計の平成22年度決算に基づいて算定した結果、資金不足額が発生していないことを監査委員の意見をつけて報告をしました。

議案第3号平成22年度瑞穂市・神戸町水道組合会計決算の認定については、平成22年度瑞穂市・神戸町水道組合会計歳入歳出決算について、歳入は、負担金が200万9,000円、水道使用料が644万7,000円、前年度繰越金として209万6,000円、その他の収入を含め、歳入総額は1,097万1,000円となりました。

歳出は、会議費で10万2,000円、水質検査、水源地電気代、水源地・水道管修理代等及び基金積立金を含めた総務費で494万8,000円、公債費として355万8,000円を執行し、歳出総額は860万8,000円となりました。

平成22年度の事業実績としては、給水人口が670人、年間配水量11万1,001立方メートルで、水道使用料644万7,000円の収入は前年とほぼ同額となりました。

基金は、瑞穂市・神戸町水道組合基金へ229万9,000円を積み立てし、年度末残高は4,860万8,000円となりました。

起債残高は、本年度の簡易水道事業債元金223万5,000円を償還し、年度末現在高は4,510万円となりました。

以上の決算内容について、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を添えて議会の認定に付し、承認いただいたことを報告いたします。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第66号から日程第18 議案第79号までについて（提案説明）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦についてから日程第18、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

堀市長。

市長（堀 孝正君） 寒さが日増しに募り、伊吹山も冬の雪化粧をする中、本年も残すところ1ヵ月となってまいりました。

この秋は、第67回国民体育大会ボウリング競技リハーサル大会、「みずほふれあいフェスタ2011」を初めとして多数の行事が開催されましたが、そのどれもが盛況のうちに終えることができました。これらは、市民の皆様、議員各位、職員の協力があったからこそなし得たことであり、まちづくりの精神の「参加・参画・協働」がまさに実現されたものと考えております。同時に、皆様方に感謝を申し上げます。

さて、本日、平成23年第4回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各

位の御出席を賜り、お礼を申し上げるところでございます。

定例会の開催に当たりまして、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

この1年を振り返ってみますと、まさに激動の年であったと言っても過言ではありません。リーマンショックからようやく立ち直りつつあった世界経済ではありましたが、3月11日に発生した東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故は、日本はもちろんのこと、世界にも影響を及ぼし、その後も世界の政治・経済情勢は混迷をきわめ、今も予断を許さない状況となっております。

当市においては、4月に市長選挙が行われ、市民からの信託をいただいた私が2期目の市政を担当させていただくことになりました。

6月には、旧町から長年の懸案事項でありました犀川統合排水機場が完成しました。今後は、今年度末に完成する花塚排水機場、さらには別府排水機場、五六西部排水機場を順次整備していき、治水対策を充実させてまいります。

8月には、粗大ごみ処理の有料化が実施されました。これに先立ち集積所への駆け込み搬入が増大し、市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

9月には、まちづくり基本条例が制定されました。施行は来年4月からであります。まちづくりの礎が固まったことは、実に喜ばしいことであります。

10月には、巢南中学校の校舎整備が完了しました。昨年度の穂積中学校校舎整備とあわせ、中学校施設の整備に一定のめどが立ちました。

また、平成22年度国勢調査人口の確定値が公表されました。それによりますと、瑞穂市は人口5万1,950人であり、前回から1,941人が増加しました。人口減少が続く自治体が多い中、瑞穂市はこの実情を踏まえた施策を展開しなければならないと、改めて責任の重大さを感じる次第であります。

以上、概略ではありますが、振り返って改めて感じることは、瑞穂市の行く末はどこへ向かうのか、いや向かうべきかであります。政府は、今後の復興財源として所得税を25年間、住民税を10年間上げることを検討し、一方で、3年間の法人税の実効税率引き下げ凍結を示しており、さらには、2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げると言及しております。一方、岐阜県においても森林・環境税の導入が12月議会に上程されるとのことで、まさに先行きの見通せない、増税だけ先行する感が否めません。こうした厳しい現実の中、これからのまちづくりは10年、20年先を見据えて、市民、議会の皆様と一体となって臨んでいかなければならないと痛感しているところでございます。

既に新年度に向けて予算編成がスタートしておりますが、今まで以上に市民ニーズを的確につかみ、限られた財源の中で取舍選択をする方針ですので、議員皆様の御理解、御協力を賜り

まずようお願いを申し上げます。

さて、今回お願ひします議案は、人事案件が1件、指定管理者の指定が1件、条例の制定、廃止及び改正に係る案件が8件、補正予算に係る案件が4件の合計14件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第66号でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 植田作治氏の任期が平成24年3月31日に満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第67号指定管理者の指定についてであります。

瑞穂市うすずみ研修センターの施設管理業務について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するものであります。

議案第68号瑞穂市暴力団の排除に関する条例の制定についてであります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正され、地方自治体も暴力団の排除の促進について措置が求められるところ、岐阜県においても平成23年度より岐阜県暴力団排除条例が施行され、県内を通じて暴力団の排除の推進が基本理念として掲げられたことを受け、本市においても条例を制定するものであります。

議案第69号農村地域工業等導入促進法に係る瑞穂市固定資産税の特例に関する条例を廃止する条例についてであります。

農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令の規定による固定資産税の課税免除の基準となる適用期限が終了したため、市条例を廃止するものであります。

議案第70号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市附属機関設置条例に規定される附属機関の委員は、非常勤の特別職公務員であるところ、当該委員の守秘義務については個別法に基づいており、統一をされておられません。附属機関の中には、身体障がい者の障がいの度合いや指導を要する児童の情報などデリケートな情報を扱うものもあるため、附属機関で取り扱われる個人情報等、秘密とすべき事項についての漏えいを防ぐため、守秘義務の規定を加える改正を行うものであります。

議案第71号瑞穂市情報公開条例及び瑞穂市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてでございます。

情報公開条例では、現在市内に在住、在学、在勤している者や利害関係者など、情報公開を請求できる者を限定していたものを、何人も情報公開請求できるよう請求権の拡大を行うとともに、公開方法の一部見直しを行うものでございます。

また、個人情報保護条例は、情報公開制度と両立の制度であるため、情報公開条例での公開方法の見直しと整合を図る改正を行うものでございます。

議案第72号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。

市施設の建築及び改修工事を行うに当たり、専門的視点から技術チェックや指導を行える体制を確立するため、建築技術を有する者を嘱託員として設置したく、市条例の改正を行うものであります。

議案第73号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

平成23年度の人事院勧告にかんがみ、平成23年度からの市職員の給料月額減額改定及び平成18年の給与改定に伴う特例を平成25年4月1日に廃止する等の措置を講ずるため、市条例の改正を行うものであります。

議案第74号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険事業の財政運営は、経済状況、雇用状況の影響を受けやすく、療養給付費の増加、国・県からの負担金等の動向、被保険者の増減等により1年単位で財政状況が変化をいたしております。このような現状においては、被保険者の保険税負担の公平、適正化のため、2年を単位に課題を検討することが必要となります。

今回の改正では、基礎課税分（医療分）の応能割、応益割を段階的に是正する必要があり、後期高齢者支援金分、介護納付金分は平成20年度から税率改正をしておらず、不足が生じているため改正するもので、課税限度額については、地方税法施行令の改正に伴うものであります。

この改正により、負担の公平性と適正化が図られ、低・中間所得者層の負担軽減につながるものと考えられております。

議案第75号瑞穂市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

岐阜都市計画地区計画の都市計画決定に伴い、市内宝江地区を適用区域に追加し、建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めるため、市条例の改正を行うものであります。

議案第76号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,528万2,000円を減額し、総額164億4,833万8,000円とするものであります。また、繰越明許費において、翌年度に繰り越して使用することができる経費として道路新設改良事業、活力創出基盤整備交付金事業、都市再生整備事業に1億9,700万円を設定するほか、地方債の補正において5件の起債額を変更するものであります。

今回の補正予算では、事業の完了、精算等に併いまして1億8,138万9,000円を減額するほか、追加事業等に1億4,610万7,000円を増額する編成といたしました。

歳出の主なものは、民生費で障害者福祉費に2,392万7,000円、福祉医療費に4,915万1,000円、保育所費では穂積保育所用地購入費に4,239万5,000円を計上し、衛生費では予防費に2,762万5,000円、環境対策費として太陽光発電システム設置整備補助に262万5,000円、生活排水処理

費で、浄化槽設置整備補助に1,328万円を計上し、土木費では道路改良費に4,800万円、そのうち繰越明許費として国体関連道路整備に4,200万円を設定し、都市再生整備事業費に1,000万円、繰越明許費として野白都市下水路整備等に8,000万円を設定するほか、西部環状道路整備にも7,500万円の繰越明許費を設定し、事業精算分としては、橋りょう改良費で下犀川橋かけかえ整備を1,680万円減額、都市下水路費で花塚排水機場整備等を1億3,500万円減額し、教育費では、中学校管理費で巢南中学校校舎整備を2,030万2,000円減額、総合センター費では音響施設改修工事を2,700万円減額しました。

次に、歳入の主なものは、市税で個人市民税が5,000万円減収、固定資産税は4,500万円増収となり、公共施設整備基金からは6,784万5,000円を取り崩し、地方債は事業完了に伴う合併特例債を1億5,800万円減額、変更分を900万円増額補正としました。

議案第77号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ835万2,000円を増額し、予算の総額を45億7,461万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成22年度の保健事業の精算金と今年度の概算交付額が確定し、国庫、県負担金をそれぞれ88万5,000円増額、諸収入として延滞金を299万9,000円、返納金345万円それぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、総務費を22万5,000円減額、保険給付費を4,625万円増額、高額医療費の共同事業拠出金を7,496万6,000円減額、保健事業費を21万6,000円減額し、保険税の還付金、償還金として諸支出金を3,737万6,000円増額するものであります。

次に、議案第78号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ142万8,000円を増額し、予算の総額を3億4,847万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、保健事業費委託金が確定したことにより、後期高齢者医療広域連合支出金を94万5,000円増額するほか、保険基盤安定繰入金を40万4,000円、平成22年度保健事業の精算金として、諸収入を7万9,000円それぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付するため40万4,000円増額し、すこやか健診費として94万5,000円増額、保健事業費の精算金7万9,000円を一般会計繰出金として増額するものであります。

最後となりますが、議案第79号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的支出において500万3,000円を増額するもので、その内容は、営業費用を300万円、営業外費用を200万3,000円増額するものであります。

また、資本的収支においては、資本的支出のうち、建設改良費を4,204万3,000円減額するものであります。

以上、14件の提出議案につきまして概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます、私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時57分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、第66号及び第73号を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております第66号及び第73号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第66号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第5、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 議席番号2番 改革の熊谷祐子です。

私は、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦について、質疑をさせていただきます。

これは任期が3年だそうですが、任期満了になる方を引き続き推薦したいという議案でございます。

次のことをお聞きしたいと思います。

最初に項目を申し上げます。

現在の瑞穂市の人権擁護委員の人数、氏名、何期目か。氏名のときには、性別、年齢、地域をお願いしたいと思います。

2番目に、法律によれば第6条の7で、法務大臣は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその関係住民に周知せしめるよう適当な措置をとらなければなら

ないとあります。

また、人権擁護委員制度の概要によれば、ネットで調べますと、人権擁護委員活動の周知度が大変低く、これはネットでは平成9年の調査になっておりますが、人権擁護委員の活動のうち、相談活動とか広報活動とか裁判費用の援助のための活動等、知っているものがあるかというものに、知っているものはないというのが50%に及んでおります。また、人権が侵害されたと思ったときにだれに相談したかということについて、友人、同僚、上司が最も多く約14%、以下、家族、親族となっておりますが、人権擁護委員に相談した人は1.1%、人権相談所に相談した者は0.8%と、大変低くなっております。

したがって、相談したいと思ったときに、市民がぱっと自分だれに相談すればいいか、どういう人がいるかというのがわかるような周知方法はどのようにしているか、毎年きちんとあるのか。特に広報、ホームページ、それからビラを一枚常に、例えば市役所の階段の上の総合の案内所に置いておくとか、こういう市民にとって常にぱっと相談できる状態にしてあるかという、周知方法をお聞きしたいと思います。

また、大きい内容として2番目ですが、相談内容、対応の仕方、解決方法、地域との連携、継続を含めて、このようなことをどのように記録し、議員としてもそういうことは知りたい人は知れるようにしたいと思うものですから、どのように記録をとってみえるのかをお聞きしたいと思います。

私も、人権侵害について相談を受けることが常態化しております。中に入りますが、大変難しいことを認識しております。先ほど市長が、障がい者などの情報公開についてデリケートな内容であるということをおっしゃいましたが、人権相談については本当にこのような内容が多く、また最近では本人が障がい者であるということをおぼろげな障がいもございまして、地域の連携も欠かせませんし、学校は、これに大幅に先生たちが時間や労力を使わざるを得ないという状況がありまして、しかも一回で解決するということは全くなくて、ずうっと継続してまいりますね。このような状態ですので、相談しやすくすること、また地域の連携をとること、そしてこれを理解して当たるですね。聞いた人が余計に人権侵害にかかわるような発言をすることも本当に多いと思います。私も一応公人ではありますが、議員になってから、ごく普通に人権侵害に当たるようなことは言われてきましたので、よくわかります。

ということで、以上の質問にできるだけ詳しくお答えいただきたいと思っております。以上でございます。

もし以下質問したいことがありましたら、自席でお願いをいたします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは、熊谷議員の御質問にお答えいたします。

まず現在ですが、人権擁護委員として活動していらっしゃる方の内容をお話しさせていただきます。

きます。

この方たちのお名前とか住所、それから電話番号ですが、こういったチラシにも載せておりますので、私、この場をおかりしまして、もう一度お名前と住所をお知らせいたします。それから年齢もお知らせいたします。

武藤守様、瑞穂市十七条にお住まいの方でございます。年齢は現在74歳、植田作治様は別府の方でございます71歳、それから不破斉様、本田の方ですが71歳、北川けい子様、この方は横屋にお住まいの方で65歳、西村由紀子様、この方は生津滝坪町にお住まいの63歳、説田豊様が牛牧にお住まいの66歳、小森秀夫様が森にお住まいの64歳の方でございます。

先ほど、質問を多々いただきましたので、周知ですけれど、活動についてまずお話しさせていただきます。

この方たちですけれども、お仕事としまして定例の相談がございます。これは毎月、老人福祉センターと総合センターにおきまして、第2・第3火曜日に定例会の人権相談ということで行っていておりますし、それから特別相談ということで年2回も行っている。そのほかにも、また各個人で随時相談を受けてみえるということでございます。

それから、啓発活動としましては、市内の保育所、幼稚園、それからイベントです。この前もふれあいフェスタで見えていただいたと思いますけれども、そのときにチラシをお配りしまして、皆さんにこういう活動をしていますということの周知をいたしております。これは、ことし、汽車まつりの方でも行ってあります。それから大きなイベントとしまして、教育委員会等お願いしまして、人権の講演会でこういったチラシもお配りしまして、先ほど申し上げましたように、お名前と電話番号、御住所を番地まで載せたものも掲載してお配りして周知をしております。

それから、この方たちは、やはり岐阜人権擁護委員の協議会とか本巣地区の部会にも入っておられまして、またそこで活動もしておられます。

それから、広報等についてでございますけれども、こちらの瑞穂市の広報とかホームページなどにも載せております。

相談の件数ですけれども、これも私の方で記録をとっております。

今後、こちらはパンフレットをやはり目につくように皆さんにどんどん、こういった方たちがお見えになるということで、気楽に御相談していただきたいということで、周知はしていきたいと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） チラシをいざというときにぱっと目につくように、ほかの市のチラシと一緒に、常時目につくところに置いていただきたいと思います。



それから、いま一つちょっとお聞きしなかったのは、人権擁護委員さん、民生委員さん、自治会長さん、議員も入るかもしれませんが、地域の連携ということについてどのように、学校なんかも入るかもしれませんね、子供さんが関係していると。どのように考えて対処を図ろうとしていらっしゃるか、その辺の御認識と対応も特にお聞きしたいと思います。お一人で対応なさるのは、本当に相談一件についてもずうっと継続していかなければならない場合が多く、これをお一人で引き受けられるのは大変だと思いますので、地域の連携ということについてお聞きしたいと思います。

もう一つは、報酬というのは、これは全くのボランティアなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

以上2点でございます。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） まず報酬でございますけれども、人権擁護委員法第8条により、給与は支給されないということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、地域との連携でございますけれども、ことしの3月11日の災害、それから12号、15号の台風の関係もありまして、福祉のことだけではないですが、やはり住民の方たちも地域の連携が必要だということで物すごく危惧をしていらっしゃる。

私の方、自治会を含めて民生委員、それから関係機関と連携をしていきたいというふうに考えておりますけれども、平成24年度の社会福祉協議会の事業としましても、地域福祉の推進ということでこの事業計画が上がっております。瑞穂市もやはりバックアップをしていかなければいけないということで、私の方で、きのう説明を受けました。その中で、市役所、それから関係機関との連携を私の方で中心になって、こういった活動ですね。それからこの中にも人権擁護委員さんの活動方法とか活動の内容とか、それから民生委員さん、それから各種団体、私の方は福祉部も抱えておりますので、そういった方たちの活動のことについても情報を収集する、それからその中で見守りをしていくべき方の名簿等、私の方も把握していきたいというふうに考えております。

要援護者台帳もございますけれども、それだけではなくて、やはりこういったものの情報も何とか一つのものとして、そういう災害に遭ったときに即対応できるものにしていきたいと考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 説明がございましたが、災害時にかかわらず日常的に、特に身体以外の障がいですね、こういう方についてはもう日常的に人権侵害、またはその方がほかの方の人権侵害をする場合もあるわけですから、日常的な、これからふえると思うので、人権侵害に対し

てどうするかという対応をお願いします。

今回、継続して上がっていらっしゃる委員の方が、公の場でこのように発言していらっしゃいます。人権擁護委員を長くやっているが、なかなか皆さんに浸透しなく、非常に大変な思いをしていると御自身が述べていらっしゃって、もっともなことだと思いますので、関係者も含めて、私たち議員は率先してそういうことに改善が図られるようにしなければならない立場から発言させていただきました。

一つお聞きした中で、任期ですね。これは後で詳しくお聞きしますので、今、何期の人が何人というふうにお答えいただければ結構ですので、任期だけちょっとお願いします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 任期でございますけれども、お名前順に申し上げます。

武藤守様が25年の6月30日まで。それから、今、22年7月1日から、要は3年でございますので、最終……。

〔発言する者あり〕

福祉部長（宇野睦子君） 任期というか、何期目ということですか。ごめんなさい。

武藤様が6期目です。それから植田様が、今回御承認いただく場合ですが、4期目に当たります。不破斉様が3期目、それから北川けい子様が3期目、それから西村様が2期です。それから、説田様と小森様が1期目ということでございます。

議長（星川睦枝君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決とあわせて採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これより、人権擁護委員候補者に植田作治君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第66号人権擁護委員の候補者の推薦について、植田作治君

を適任とすることに決定しました。

議案第73号について（質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第12、議案第73号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

まず最初に、先に質問だけしておきたいと思います。

先ほど全協の中で、小寺議員の質問に対して市長は、今国会に上程をされている国家公務員の7.8%の引き下げ法案に対して、それが通ってもうちはどうするんだということについては、「やりません」というふうに答弁をされたと聞いておりますけれども、私、ちょっと耳が遠いものですから、それがきちっと言われたのかどうか、再度本会議場で確認をしておきたいと思っております。

とりわけこの法案について言えば、公務員は労働基本権を制限をされている。その代表措置として人事院勧告というものが今まであったわけですね。ところが、その人事院勧告をなしにして、国会の場で法律で公務員の賃金を削減してしまう、こういうことが今まであったかどうか。とんでもないことなんです。これは全く憲法違反と言うほかありません。

ですから、そもそもがそういうもの自体を認めることはできないという立場で頑張っていたかなければいけないわけですが、いずれにいたしましても、もしそれが可決をされたとしても通さない。ところが、政府の方は今までに、国家公務員のこの給与法案が通ったら、地方自治体に対してもそれに見習ってもらおうという強い指導姿勢を示しております。だから全国津々浦々でそれをやってきます。民間企業に対してもその雰囲気をつくってきます。ですから、市長のその構えは相当なものでないと、以前も、人勤のカットに対して反対をして、けれども国のいろんな措置等々があるかもわからんというようなことで、結局撤回をした経緯もございまして、そういうことにかんがみて、再度決意をお聞きしておきたいと思っております。

さて、今の我々は基本的な情勢をどう考えるかということをしっかり踏まえなきゃいけないと思うんですね。率直に言います、これは供給過剰恐慌というふうに見ておかなければいけない。どんどんデフレが進むだけです。現実には、前も申し上げましたけれども、労働者の所得が97年は280兆円、09年が253兆円で、マイナス27兆円労働者の所得が減っております。その間に何が行われておるかということ、要するに派遣法などの労働法制の緩和が行われております。その結果、正社員から非正規に置きかえられて、今や3人に1人が非正規の労働者になってい

る。そういう中で、200万円以下の収入の労働者が約1,000万人を超えるまでに至っておるとい  
うことなんです。

そういう中で、不況だからお金がないからといって、一番矛先を向けられて、的を絞られて  
打ち続けられているのがだれかということ、議会と公務員なんです。そこに的を当てられて、  
徹底的にたたかれておるんです。マスコミもそれに乗っかっちゃって宣伝をする。そうすると  
国民もそういうものかと思って、わしら民間やで、公務員なんかもらい過ぎておるでけしから  
んといって、社会全体の風潮が公務員と、とりわけ地方議員への攻撃になっている。定数削減  
なんかの動向についてもまさにその一つの例でありますけれども、そのくせ考えなきゃいけない  
のが、大企業はどうなっているか。我々は、だったらいろんな経費、源泉徴収で全部引かれ  
ますよ。大企業は、赤字だったら、メインバンクでも一円の金も、法人税を払わなくてもいい、  
こういう状態になっておるわけです。とりわけ法人税でも、85年の段階では43%ぐらいあった  
んですかね、それが今30%ぐらいに減っております。さらに、研究開発減税であるとか証券優  
遇税制であるとか連結納税制度等々によって、非常に守られておるんです。全くあべこべに  
なっておる。

そのことを踏まえて考えたときに、恐らく市長に頑張ってくださいとしても、国は徹底的に  
この7.8%の国家公務員の削減を全自治体に押しつけてきます。民間にも攻撃を強めていきま  
す。ですから、今申し上げました、基本的な認識と、それを踏まえた確固たる決意というもの  
を、ちょっと中身を膨らませましたけれども、結論的には、再度市長の見解をお聞きしたいと  
いうふうに思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 西岡議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

先ほど全協でも申し上げましたように、これまで地方自治体、行政は、効率的な財政運用を  
するためにあらゆる行政改革を進めてまいりました。そういう中におきまして、今回、人事院  
勧告によりまして0.23の給与削減をしております。この人事院勧告の0.23におきましては、民  
間とのいろんな給料格差の関係で人勤が出しております。ですから、これにおきましては、市  
長会としましても、これには従っていこうということでございまして、私もその0.23はとい  
うことで今回出させていただいておるところでございます。

今、政府が言っております、国家公務員の給料を7.8%削減するということにおきましては、  
はっきり申し上げまして、国家公務員の給料削減というよりも国家公務員を削減するという、  
これをさきの総選挙におきまして、自民党、また与党でございます民主党もすると言いな  
がら、まだ何もしておらんところでございます。そういう中におきましての国家公務員の7.8%  
の給料を下げるという、本来でございますと給料を下げるということではなく、外郭団体等々  
でございます、こういった行政改革によって、人を減らすということ、給料を下げるのではなく、

それならわかるけど、この7.8%国家公務員の給与を政府は下げる、それを地方にも追随せよと、これは絶対にのめません。ですから、私は断固としてのめないということを申し上げたところでございまして、これは市長会としましても同一歩調をこれだけはしっかりと頑張っていきたい、こういうつもりであります。

そういうことありますので、改めて申し上げますが、仮に政府が決められても、この7.8%の削減はしないというところでございます。

国の方が7.8%を下げますと、国のラスパイレス指数は完全に下がります。そうすると、地方の方が上がるのではないかと、こういう懸念が持たれますが、そのところは、給料を下げるのではなく、人員の削減をやっていただくということを申し上げておるところでございまして、改めて7.8%の削減はしないということでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

今、堀市長の答弁をいただきましたけれども、7.8%の件につきましては大変心強い決意を披瀝していただきまして、心強い限りであります。頑張っていたきたいと思います。

本議案については、ちょっとまた別なんですね。やはり人勸で0.2%、減額対象者が106名、そして210万円ぐらいと。額自体、絶対額はそれほど大きくないわけですがけれども、先ほど申し上げましたように、とにかく260兆円もある大企業の内部留保には指一本つけずに、帳簿の操作で赤字になって法人税も一銭も払わずに、メガバンクが、金を貸してくれといったら、議員なんかは職業じゃないで金を貸さんとか、こういう状況の中で、私はこの210万、絶対額が少ないからということでも、やっぱり社会全体に蔓延する地方議会、それから公務員攻撃というものには真っ向から闘っていかなければいけないというふうに思っております。

7.8%もそうですけれども、こういうその時々抵抗をしないといかないと、政府の言われるとおりになっていく。自民党から民主党にかわっても、もっと悪くなった。それをさらに右に引っ張っていかなくちゃいけないもんだから、橋下徹だとか、河村某だとかいう人たちをマスコミが担いでもっと右に引っ張っていき、まことにもって賢い戦略家だなというふうに感心しておるんでありますけれども、いずれにいたしましても、結論から言えば、そういう意味で、そ

の時々抵抗の姿勢を地方議会から真っ向から示しておきたいというふうに思いますので、本議案に対しては反対の立場で討論をさせていただきました。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立多数です。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時35分